

第8回議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成30年1月25日(木)午後4時15分開会
午後4時52分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 渡辺守人
委員 鹿熊正一、上田英俊、宮本光明
武田慎一、藤井裕久
菅沢裕明、澤谷 清
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正
笠井和広、海老克昌

4 協議事項

- (1) 議会基本条例素案について
- (2) パブリックコメントの実施について
- (3) その他

5 協議の経過概要

渡辺委員長 御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから議会基本条例制定検討会議を開会いたします。

皆様方には大変お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の会議の一般傍聴につきましては、15名以内で、本日の資料の配付とともに許可いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 異議がないようでございますので、議会基本条例制定検

討会議設置要綱第6条ただし書きにより、本会議の傍聴を許可いたします。

渡辺委員長 それでは、これより本日の議題である議会基本条例素案の協議に入りたいと思います。

本日は、御案内したとおり、これまでに委員各位からいただきました御意見、それから国会や総務省の関係部署、全国都道府県議会議長会との協議を踏まえまして、私のほうでお手元にあるとおり素案としてまとめてみました。

特に前回、前文中の「県民が豊かさを実感でき」について、豊かさを実感できていない県民も多いという指摘もございました。

これにつきましては、これまで県議会が県民が豊かになるよう努めてきたことは一致しております。

この際、前文から「実感」を削ることとし、第1条については未来志向の規定として、県民誰もが実感できるように取り組むという決意としたいと考え、私のほうでお手元の素案のとおり修正をさせていただきます。

それでは、この条例素案について、各会派のお考えをお聞きしていきたいと思います。

また、火爪委員から前回御意見がございましたことについても、御意見があればと思います。

それでは、全体を通して、まず最初に自民党さんからお願いをいたします。

鹿熊委員 最初に渡辺座長がおっしゃった豊かさを実感についての修文については、御発言についてはよく理解できますので、それで結構だというふうに思います。

それと、検討会における議論として、今回が多分実質的には最終局面に入っているのかなと、そんなふうに思いますので、少し全体を通して、まとまった形で考え方を申し上げたいというふうに思います。

1つは、議論の進め方への評価でございます。

第5回目まで報道機関を入れずに静かな環境で、お互い肩の力を抜いて議論できたことはとてもよかったというふうに思っております。

その後、公開討論会を挟んで、6回目より条例素案という形で議論を行うことができたのも、5回目までの前半部分でじっくりと論点整理をして、条例化すべき事柄と規則や運用に委ねる事柄をお互い理解の上で振り分けることができたからであると、このように思います。

改めて、渡辺座長の会議の運営方針、また、条文化に当たって関係方面と調整をしてこられた議会事務局の皆さん方に敬意を表したいというふうに思います。

そして、今後においてであります、協議する内容によっては、今回のような進め方があるという1つのモデルになるんじゃないかなど、そんなふうにも思います。

次に、中身について2、3申し上げます。

自民党会派の宮本さんが中心になって各会派の調整に当たっていたただいた中で、2、3改めてこちらの考え方を申し上げておいたほうがよいと思うことがあります。

1つは、少数会派あるいは少数意見への配慮、尊重ということにあります。これについては、条文上の文言にすることについては同意はいたしませんでした。それは、前文を含めて各条項に、公平公正な議会運営に努めるとか、多様な県民の意思の反映に努めるとか、議員の発言の機会を保障するといった規定がありますので、それに収れんされると、判断をしたからであります。

一方で、自民党は、運用面においては、これまで少数会派への配慮を心がけてきたというふうに考えております。そして、この姿勢は今後、世代が変わっても堅持されていくものであると考えておりますし、またそうでなければならぬと思っております。

それから2つ目ですが、傍聴への配慮という点で、障害者を含めてということについての御意見もあったと思いますが、この19条の「県民誰もが」というところに、まさに障害のある方もない方も、またお年寄りも子供も、おおよそ県民全てというユニバーサルな考え方が表現されているのでありまして、「障害者を含む県民」と書くとかえって何かおかしいことになるんじゃないかなと、そんなふうに思っておりますので、この19条の「県民誰もが」というところでよろしいのではないかなと、思っております。

その他の事柄については、私の理解では、各会派の合意をいただいて、基本条例にふさわしい基本的事項が基本的条文内容として書かれていると、理解をしておるわけです。

この後、各会派の皆さんの御意見を聞かせていただきまして、また何か発言する機会があれば発言をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、社民党さん。

菅沢委員 今日まで基本条例の審議に積極的に参加をし、また具体的な提案もさせていただきました。その過程の中で、他会派の皆さんの御意見にも耳を傾けながら、事務当局の取りまとめにも触れて、私たち会派としては、きょうのこの素案について大筋了解をしたいと、このように思っております。

大筋と申し上げましたのは、会派としてもっと各条文の文言の中で、明確な規定というか、求めるものもかなりあったからでございます。

例えば議会の基本的な位置づけの中で、二元代表制に関する規定、前文や条文の中にも、例えば16条のところにもそういう文言があるわけでございます。

二元代表制の理解の中で、県政の現状をしっかりと監視し、問題点

があればそれをただす、追及する、そして、場合によっては必要ならば具体的な提言も行うという、こういったことについても、例えば監視をし、監視という言葉がありますが、追及をする、ただす、こういった点についての明確な文言も求めた経過がありますが、その点では少し言葉として、これは厳格に規定するということは非常に大事でありますので、そういう点では、主張させていただいたということをしっかりと記録にとどめておいていただきたいと、このように思います。

さらに、この議会の運営に関することについて、これは民主的で、特に少数会派の立場や主張を尊重するという点について、特に少数会派の尊重ということについて、意見の留保ということについてかなり強く申し上げてきた経緯がありますが、その辺の表現についても「公平かつ公正」という表現になっているわけで、受け入れるものであります。我々の主張からすれば、もう少し厳密さがあってよかったんじゃないかというような感じしております。

したがって、特に議会の運営の中で、少数派であろうとも議席を置いている議員、その背景には広範な県民の世論を踏まえているわけですので、そういう意味では、少数意見の留保ということについては、今後の条例の運用の中で、ぜひ記録にとどめて、今後の運営の中で配慮いただきたい。そういう立場に立ちまして、公平公正という表現も受け入れていきたいと、このように思っております。

さらに、17条等に関係いたしますけれども、議会の調査権ということについて、かなり原則的な要望として明確な規定を求めてきた経過があります。

その中で、17条の2項において、「議会は、知事等に対して、必要に応じて議案等について調査することができ、説明を求めることができる」という規定になっております。

この調査、説明を求めるという規定も、我々が当初考えていた条文規定からすれば一般的にすぎないなという私どもの見解がありま

す。しかし、この2項の運用の中で、そういったことを踏まえられているならば、この表現でもいいのではないかというような感じがいたします。

したがって、これも受け入れるというふうにしていきたいと、このように思っております。

次に、議会の公開の原則ですけど、19条について、公開を原則としということになっております。この公開の原則というものが、この条例の論議の過程でも、例えば代表者会議等の公開の原則、こうした基本条例の検討会議の公開についての原則、このことを私も強く主張してまいりました。

そういう個別の理念に基づいて考えたときに、この19条の条項で公開の原則が貫徹されるというふうになるのか、ならんのか、危惧の念を若干持ちます。

そういう点で、もう少し明確な規定があってよかつたんじゃないかと思っておりますが、今後の条例の運用の中でこのこともしっかり、今この段階で明記をいただいて、運用の中で原則公開というところが真に生かされるように私もこれからかかわっていきたいと、このように思っております。

最後に、14条ですね。議会改革推進会議の規定をこのように会議の設置と行動計画の策定及び進捗状況を公表ということが規定されたことは、これは全会一致ではなかったかと思うんですが、非常に私どもも条例の中ですばらしい規定だと。こういう条文が実現されたことを高く評価していきたい、このように思います。

ただ、大事なことは、今後のまさに推進会議が、議会改革の点でどのような役割を果たしていくのか、そのものがしっかり担保されなきゃならんと思います。

したがって、私は、この基本条例の審議の過程で出された、先ほどから私のほうもいろいろ申し上げてきたことを振り返りましたけれども、つまり、議会改革の視点というものについてもっとしっか

り掘り下げ具体化するという課題が残っているように思います。

そういったことがありますので、この条例の検討会議の中で出されたそういう意見というものをしっかり記録にとどめておいていただき、今後の推進会議の活動の中で生かしていくということを強く求めておきたいというふうに思います。

以上です。

渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは次に、共産党さん。

火爪委員 前文の豊かさを実感の修正、ありがとうございます。自民党にも了解いただいて、ありがとうございます。

まず、議論の進め方について自民党のほうから評価がありました。この会議がこういう形で第8回を迎えたこと、委員長の御努力、事務局の皆さんの御奮闘も含めて敬意を表します。よかったと思っております。その点では一致をしております。ただ、鹿熊さんのほうから、第5回まで非公開でよかったと。静かな環境で議論できたから素案がこうやってまとまったんだと。今後1つの進め方、モデルになると発言をされたことは、全体で確認をするわけにはいかないということをはっきり申し上げておきたいと思っております。

どうしてこうやってみんな気持ちよくまとめようというときに、あえて不一致点を挑発するように発言されるのか、大変残念だと思っております。

私は、やっぱり冒頭からきちんと県民に公開をして、非公開のときにどんなことが全会派で一致したのか、不一致点は何だったのか、それを条文案の中でどう整理したのかということを、私たちの苦勞、事務局の皆さんの苦勞も含めて手に取るようにわかるということが大事なんだと思います。

もちろん、苦勞していただいて文書を公開していただきましたので、それは今後に生かせるという、今となっては些末な発言も全部書いたということも含めて貴重なものになるんだろうなと思ってお

りますが、やはり県民の関心をこの議会基本条例の検討に集めると
いう点では、その都度やっぱり公開をして、一回一回県民に報告を
することによってもっと意見を寄せてもらうことができたのではない
かな、もっと議論の広がりをつくれたのではないかなと思ってお
ります。

途中から公開討論会もやって、公開に切りかえていったというこ
とこそ私は評価をしていただきたいなと思っております。

静かな環境で肩の力を抜いてなどと、マスコミに公開していても
私たちは肩の力を抜いて言いたいことを言って議論をしております
ので、非公開だった部分を評価をしたいということについては賛同
できないということを申し上げておきたいと思えます。

中身です。この条例がこういう形で素案になったことは大変積極
的だというふうに、私からも確認をしておきたいと思えます。

二元代表制の機能をより発揮するということを高々に宣言をし、
県民への開かれた県議会をつくっていくためにあらゆる努力をする、
県民の多様な意見を反映する議論の時間を保障するなど含めて、
いい素案になったのではないかなと思っています。

県民の中から、マスコミの関係者も含めて、もっと具体的なこと
は決められなかったのかという御意見もいただいています。

ただ、14条で、先ほども御指摘がありました議会改革推進会議が
公開のもとで設置をされることになったということが、やっぱり1
つ大きな成果だと思っていまして、その中で、それこそ非公開の会
議で自民党の皆さんが賛成しなかったことも含めて、今後に宿題を
残すという形で表現をした。でも、考え方は条文の中にちゃんと表
現することができたと思っていますので、そのさらに具体化を公開
のもとで今後開かれる推進会議で検討することを保証したという点
で、やっぱり成果が大きいのではないか。ぜひ県民の皆さんにも理
解をしていただければと思っております。

私は、一般的、抽象的だと言われても仕方がないような条項もあ

るけれど、21条の請願者の意見を聞くという条項が追加されたことは、大変積極的だったと思っています。県民参加という条項が入ったことについては大きな成果、具体的な項目として大きな成果だと思っています。ぜひ採択後の6月議会では、各会派がこれを活用できるようにしていきたいなと思っています。

次に、意見が取り入れられなくて残念だったと正直思っている問題について、幾つか改めて確認をしておきたいと思っています。

1つは、少数会派への配慮を明記していただきたかったという問題です。ただ、自民党の先ほどの鹿熊さんの発言の中で、条文にすることはのまなかったけれども、運用面では堅持するという御発言がありましたので、信頼をしてよしとしたいと思っています。

それから、傍聴者への配慮についても、趣旨を十分理解していただけたと思います。もちろん、19条ですけれども、この中で、全ての県民を網羅しているんだということについては重々承知の上で、私はこだわって前回も要望をいたしました。富山県議会が2年前に障害者差別解消法の施行に伴って特別に条例をつくって、そして公に義務づけられた合理的配慮を民間にも求めるということを議会として提案して採択したと。富山県議会らしさを出すという意味で提案をしてきた問題であります。

趣旨は皆さんに十分わかっていただいていると思います。中心問題ではありませんので固執をせず、よしとしたいと思っています。

それから、政務活動費の不正問題を今後にわたって忘れないように、教訓にしていくためにということで、8条の政治倫理のところ、不正を排しとか政務活動費とか具体的な文章をあえて入れたらどうかということについては、政治倫理の中に入っているんだと。それだけを具体化するのとはということで、これもなかなか一致が自民党の皆さんに得られなかった結果、政治倫理という条項になりました。これも少し残念ではありますが、大分議論をいたしましたので、ここに入るということでよしとしたいと思っています。

それから、5ページの第19条の公開の問題であります。これも、「議会は、本会議、委員会等を原則として公開し」ということで、私は、等の中に各会派代表者会議も含めて、費用弁償の支給対象、正式な会議として法律が変わったわけですから、各会派代表者会議も当然含まれると理解をしております。

ただ、非公開の第5回までの議論の中で、ここについてはこだわりもそれぞれ会派あったようですので、一致していないと承知をしております。

今後の改革推進会議の中での議論に譲るという確認をした上で、了解をしたいと思っております。

以上です。

まとめていただいた委員長には、改めて心から敬意を表したいと思っております。ありがとうございました。

渡辺委員長 それでは次に、公明党さん。

吉田委員 先ほども少数会派の意見の尊重とか少数会派への配慮というのがちょっと話題になりましたけども、2条の基本理念、それからまた4条の議会運営の原則という、この規定の中においては、公平かつ公正というところが盛り込まれております。

特に議会運営の規定には、「公平かつ公正で県民にわかりやすい運営」というところまで書いてあります。そういうこの規定は、多数会派であろうと、少数会派であろうと、県民に公平かつ公正に運営を行うという責任を明記したものだというふうに思っております。

そういう面で、しっかり具体的に少数会派とかそういうことでなくても、これはもう十分これに配慮したものであるというふうに思っております。

それから、公開討論会のときにも言いましたけども、特に会派とか議員の役割ですね。これは地方自治法には規定がないために、そういう面で、第3条とか4条あたりにしっかり議員、会派、こういったものの役割、責務、こういったものを基本条例に書いたという

ことは非常によかったなというふうに思っております。

また、議員の資質向上ということもしっかり規定に書いてございますので、すばらしいというふうに思います。

それから、目玉であります第14条ですね。これはやっぱり、しっかり基本条例を制定したからこれで終わりということではなくて、継続的にこの議会改革というものは取り組んでいくんだというようなこともきちっと明記されておるというこの14条、議会改革推進会議というところでございますが、ここでしっかりまた具体的な話し合い、今後ともよりよい開かれた議会にしていくためにまた話し合いをして積み上げていくということにおいては、非常に僕は評価すべき内容であるというふうに思います。

そういう面で、非常に内容的に私はこれでいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

渡辺委員長 それでは次に、会派至誠さん。

杉本委員 考え方が100%一致していないから幾つかの会派に分かれておると思うんですが、そんな中で、いろんな意見を皆さんの中で闘わせて、そして最終的に、その皆さんの意見を闘わせた中で、意見を取り入れたものもありますし、文面には取り入れなかったけども、討論することによって非常に私はよかったと思います。

火爪さんも言われたように、いろいろ難しいこともたくさんあったと思うんですが、取りまとめされた委員長、そして事務局の皆さんには敬意を表したいと思います。

前のときも私は言ったんですが、前文で、安全で安心した生活が営める富山県を築くため、全力で取り組んできた、これは非常にいい表現だと思います。

前にも言いましたように、河川の改修が石川県と富山県のそれに対するあれが違うから石川県から富山県が分離したんだと。そのことをここにはっきりうたっておりますから、これは非常にいい文面

だと思えます。

あとは言うことはありません。

以上です。

渡辺委員長 それでは次に、県民クラブさん。

笠井委員 お疲れさまです。

前回御提示いただいたこの素案については、議論の蒸し返しをするつもりもございません。

ただ、この議会基本条例ができるきっかけとなったのが、後押ししたのが政務活動費の不正であったということで、そういうことを、文言としては入っているんですが、もう少し具体化したことで前へ進めるために、そして、私が討論会で言いました情報公開が全てだという中身の中に、全ての会議が公開されるべきだということを明文化されたものですから、これはいいと思えます。

最終的には、いろんなことが起きたときに、14条に議会改革推進会議を設置するとありますが、その具体的なことを今のうちにしっかりと議論されておくべきではないかと思っております。

会議はつくるけれども、そこでどのようなプロセスでどのように決定していくのか、そういった具体的なことが曖昧模糊としておりますので、その辺を私としては、14条が一番のこの全体の中でも、それがあるがゆえに抽象的な書き方でも認めたということでありますので、その辺をさらにまた検討していただきたいと思っております。

文言については、本当に事務局または委員長の皆さん方に積み上げていただいたもので、私も了承しておりますので、ありがたく思っております。

以上です。

渡辺委員長 それでは最後に、無所属の会さん。

海老委員 私もこの素案につきましては、内容と文言につきましては十分理解しているものというふうに思っております。

その中で、昨年の6月から制定検討会議を開催して、これまでに至る中で、県民の皆さんともいろいろ意見交換をする機会がありまして、この議会基本条例がどういうものなのかとか、そもそも、県議会の役割、仕事ってどんなことをしているのかというようなことも聞かれたことがありました。

やっぱりこの議会基本条例をつくることによって、そもそも県議会はどのような仕事をしていて、例えばもっと掘り下げると、議員の役割であったり、会派の役割であったり、そういったものを明記したこういった議会基本条例ができたことによって、より県民の皆さんにも、県議会の役割であったり県議会の取り組むべきことを周知できるきっかけになったのではないかというふうに思っております。

今こうやって報道の皆さんにも取り上げていただいておりますので、これを機会に、県民の皆さんに県政に興味または関心をもっともっと持っていただくようにしていかなければいけないですし、この基本条例を運用する今後の議会改革推進会議を積極的に開催して、ぜひ活発な県民のためになる県議会運営につなげていければいいなというふうに思っております。

以上です。

渡辺委員長 それでは、今ほど一通りお聞きしましたけども、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、今後、議会改革推進会議などでの議論に委ねるものも多いと思いますが、条例素案について御了承をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 今ほど了承いただきましたこの素案により、パブリックコメントを実施し、次回の会議で条例案としてお示しをいたしたいと思っております。これに対しまして御異議等はございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、パブリックコメントの実施につきまして、私のほうで考えてみましたので、事務局から説明をさせます。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、お手元にございます「富山県議会基本条例素案に対するパブリックコメントの実施について」という資料をごらんください。

意見を募集する案件でございますが、富山県議会基本条例素案、2枚目、3枚目に概要をつけてございます。

それから、全文でございますが、今ほど各委員のほうで皆様方にお認めをいただきました素案の全文について意見を募集することとしております。

この条例案の作成者につきましては、富山県議会基本条例制定検討会議の委員長である渡辺守人ということで、パブリックコメントをしたいと思います。

3番目でございますが、条例案の検討経過につきましては、一番最後のほうにつけてございますが、富山県議会基本条例素案に係る検討経過ということで、6月27日に第1回議会基本条例制定検討会議を開催して以降の検討の経過を掲載させていただきたいと思っております。

4番目の意見の募集期間でございますけれども、平成30年1月31日水曜日から2月19日の月曜日までとしたいと思っております。

5番目の関連資料の公表場所でございますが、富山県議会ホームページ、県庁の県議会事務局の1階のピロティーにある閲覧コーナー、県民サロン、情報公開窓口、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館を公表場所としたいと考えております。

以上でございます。

渡辺委員長 それでは、今ほど事務局のほうから説明のあったとおり、パブリックコメントを実施いたしたいと思いますが、何かございま

すでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、本案のとおりパブリックコメントを実施させていただきます。

それでは、次に、今後のスケジュールにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、今ほどパブリックコメントの実施をお認めいただきましたので、パブリックコメントを実施した後は、その内容をこの議会基本条例制定検討会議を開催いたしまして、パブリックコメントに対するコメント等について御協議をいただいた後、条例案として決定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

渡辺委員長 それでは、今ほど説明がございました今後のスケジュールについて何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、以上で予定をしておりましたとおり議題の協議は終わりましたが、この際、ほかに何か御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、これをもって第8回議会基本条例制定検討会議を閉会いたします。

御苦労さまでございました。